

令和6年度第1回幕別町男女共同参画審議会議事録

1 開催日時

令和6年9月4日（水）18：30～19：40

2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3－A・B

3 出席委員（10名）

大野委員、佐藤委員、山田委員、中山委員、藤原委員、久保委員、青木委員、河原委員、
笹原委員、笹川委員

※欠席なし

4 議題

- (1) 会長の互選について
- (2) 幕別町男女共同参画計画の策定に関する諮問
- (3) 職務代理者の指名について
- (4) 男女共同参画に係る基本的事項について
- (5) 計画策定に係るスケジュールについて
- (6) 町民・事業所に対する意識調査の実施状況について
- (7) 幕別町男女共同参画計画の体系について

5 事務局出席者

寺田住民生活部長、佐々木住民課長

住民活動支援係：塩飽係長、佐々木主任、尾崎主事補

6 傍聴者

なし

7 議事録

(寺田住民生活部長)

皆様こんばんは。本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、本日お集りの皆様に町長から委嘱状を交付いたします。

各委員のお名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

(町長から各委員へ委嘱状を交付)

(寺田住民生活部長)

それでは、ただいまから令和6年度第1回幕別町男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに、飯田町長からご挨拶申し上げます。

(飯田町長)

皆様こんばんは。一日のお仕事でお疲れのところ、本日の会議に出席いただき、また、男女共同参画審議会の委員を心よくお引き受けいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

皆様ご承知のことだと思いますが、日本における男女共同参画というのは、平成11年に国において始まっており、国としては第5次の計画期間に入っていることから、もう25年前から取組が始まっているということになります。

また、北海道でも平成30年に第3次の計画を策定しておりますので、こちらもかなりの歴史がある中、幕別町においても、今回ようやく男女共同参画の取組を進めることになりました。

これは、私の3期目の公約の大きな柱の一つでもありまして、性別に関わらず、男女がお互い尊重されながら、この世の中で活躍していくということが必要だろうと考え、公約にも掲げたところであります。

ただ、世界から見た男女共同参画の進み具合について、日本におけるジェンダーギャップ指数は146か国中118位という、非常に不名誉な順位でありまして、去年は125位だったので若干は良くなっていますが、先進国の中ではお粗末な感じかなという印象を受けています。

とりわけ、政治の世界では女性の進出が遅れているということで、それが118位という結果にもつながっているようです。

ただ、幕別町は別でありまして、本町では女性議員の数が多いということで、その点、最先端を行っていると思っております。

いずれにしましても、この幕別町に住む全ての人たちが、お互いを尊重しながら活躍してい

ける社会を作ることが大切と考えており、皆様から忌憚のないご意見をいただきながら計画を作っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（寺田住民生活部長）

本日は、初めての会議でありますので、出席者の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。
はじめに、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局職員から自己紹介）

（寺田住民生活部長）

続きまして、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。
私が順に名前をお呼びしますので、自己紹介をお願いします。

（各委員から自己紹介）

（寺田住民生活部長）

皆様ありがとうございました。

（寺田住民生活部長）

続きまして、次第5の議題に沿って議事を進めさせていただきますが、議事に先立ちまして、本審議会の組織や所掌事務といった概要について、事務局から説明いたします。

（佐々木住民課長）

説明に入ります前に、資料の確認をいたします。

資料として、A4判の「会議次第」、A4判の資料1「男女共同参画に関する基本的事項」、A3判の資料2「幕別町男女共同参画計画の策定に関する工程表」、A4判の資料3「男女共同参画に関する町民・事業所意識調査の実施概要」、A4判の資料4「幕別町男女共同参画計画の骨子素案」、A4判の参考資料1「男女共同参画社会基本法」、A4判の参考資料2「幕別町附属機関設置条例」、A4判の参考資料3「幕別町男女共同参画審議会規則」、A4判の参考資料4「幕別町男女共同参画審議会委員名簿」の9点をお配りしておりますが、不足がある場合は、事務局からお持ちしますので挙手をお願いします。

それでは、幕別町男女共同参画審議会の概要について説明いたします。

はじめに、参考資料1「男女共同参画社会基本法」をご覧ください。

目次の次に記載されている「前文」、こちらの下段2行になりますが、国は、男女共同参画社会の形成について、基本理念や、その方向を示し、将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この「男女共同参画社会基本法」を制定したものであります。

1枚めくっていただいて、中段やや上の第13条になりますが、こちらには、国の「男女共同参画基本計画」策定の根拠が謳われています。

第14条第1項及び第2項には、「都道府県男女共同参画計画」策定の根拠が謳われており、国と都道府県においては、計画の策定が、この法律において義務付けられています。

一方、市町村については、第14条第3項において、国及び都道府県の計画を勘案し、市町村男女共同参画計画の策定に努めなければならないものとされており、国や都道府県と違い、市町村計画の策定は、あくまで努力義務となっておりますが、本町においても、令和6年度中に男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくこととなりましたことから、計画策定に向けた審議を行うことなどを目的として、このたび幕別町男女共同参画審議会を設置したところであります。

次に、参考資料2をご覧ください。

こちらは、幕別町附属機関設置条例になりまして、幕別町男女共同参画審議会の設置根拠を規定しております。

1枚めくっていただいて、3ページの上から3段落目になりますが、幕別町男女共同参画審議会の所掌事務の概要のほか、会長、副会長及び委員で構成される組織構成、識見を有する者、関係機関・団体の代表等のほか、公募によるもので構成される委員構成、定数は10人以内であること、任期は2年であることなど、組織の概要を規定しております。

次に、参考資料3をご覧ください。

こちらは、幕別町男女共同参画審議会規則になりまして、幕別町附属機関設置条例を補足するもので、主に幕別町男女共同参画審議会の所掌事項を規定しております。

第2条には、男女共同参画計画の策定に関すること、計画の総合的かつ効果的な推進に関すること、計画の施策の実施に係る評価に関すること、その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関することの4つを所掌事項として規定しております。

次に、参考資料4をご覧ください。

こちらは、先程自己紹介をしていただきましたが、幕別町男女共同参画審議会の委員名簿に

なります。

皆様におかれましては、公私ともにお忙しいところ、審議会の委員をお引き受けいただきまして、改めましてお礼申し上げます。

本年度は、男女共同参画計画の新規策定ということで、今のところ、来年2月までに5回の会議開催を予定しております。

長丁場での審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が幕別町男女共同参画審議会の概要になりますが、詳細については、議題の(4)以降で説明いたします。

私からの説明は以上です。

議題(1) 会長の互選について

(寺田住民生活部長)

それでは、議事に入ります。

議題の1、会長の互選についてですが、幕別町附属機関設置条例の第5条第1項に基づき、審議会の会長は、委員の皆様の互選によって決めることになっております。

このことから、会長が決まるまでの間、町長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(飯田町長)

それでは、会長が決まるまで、私の方で議長を務めさせていただきます。

議題の1、会長の互選についてであります。どのような方法で選出すればよいか、お諮りいたします。

(久保委員)

指名推薦でいかがでしょうか。

(飯田町長)

ただ今、久保委員から指名推薦とのご発言がありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

（飯田町長）

それでは指名推薦によりたいと思います。

どなたか推薦していただける方はいらっしゃいますか。

（久保委員）

大野委員を推薦いたします。

（飯田町長）

ただ今、大野委員を会長に推薦する意見がありました。

他に推薦はありませんでしょうか。

（他の推薦なし）

（飯田町長）

他に推薦はございませんので、幕別町男女共同参画審議会の会長は、大野夏代委員に決定いたします。

（寺田住民生活部長）

大野会長は、会長席に移動をお願いいたします。

（飯田町長）

ここで、大野会長からご挨拶をいただきたいと思います。

（大野会長）

この度、皆様の推薦をいただきましたので審議会の会長を引き受けさせていただきます。

委員の皆様のお力をお借りして勤めを果たしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（2）幕別町男女共同参画計画の策定に関する諮問

（寺田住民生活部長）

ここで、会長が決定しましたので、町長から諮問させていただきます。

(飯田町長から大野会長に諮問)

(寺田住民生活部長)

町長につきましては、所用のため、ここで退席させていただきます。

(飯田町長退席)

(寺田住民生活部長)

この先の議長は、町長に代わりまして、大野会長にお願いしたいと思います。

それでは、大野会長よろしくお願いいたします。

(3) 職務代理者の指名について

(大野会長)

引き続き、議事を進めさせていただきます。

議題の3、職務代理者の指名についてであります。

幕別町附属機関設置条例第5条第3項において「会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」となっておりますので、私から指名させていただきます。

会長職務代理者は、人権擁護委員であります、佐藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員承諾)

(大野会長)

ただ今、職務代理者として佐藤委員にご承諾いただきましたので、議題の3については以上とさせていただきます。

(4) 男女共同参画に係る基本的事項について

(大野会長)

続きまして、議題の4、男女共同参画に係る基本的事項について、事務局から説明をお願い

します。

（塩飽住民活動支援係長）

男女共同参画に関する基本的な事項につきまして、次第の後ろにある資料1に沿って、少し駆け足になってしまいますが15分ほどでご説明します。

1ページの「はじめに」ですが、本資料は、計画策定に関する審議を進めるにあたり、男女共同参画に関する基本的な知識などを再確認するとともに、男女共同参画推進の意義や、これから取り組んでいくべき課題について、関係者の間で共通認識を持つ機会とすることを目的に作成したものです。

資料の構成は、「男女共同参画社会とは何か」「男女共同参画推進の必要性」「男女共同参画に関する現状」「計画策定の意義」といった内容になっています。

1枚めくっていただいて2ページ目、「1 男女共同参画社会とは」どのような社会を指すのか、についてですが、男女共同参画社会基本法においては、文中のカギ括弧で記載しているように規定されていますが、少し端的に言い換えますと、「男女が互いに、人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分発揮できる社会」と表現でき、下の囲みに記載しているような文言がキーワードになってくるかと思います。

続いて「2 男女共同参画推進の必要性」についてですが、法律上、市町村では男女共同参画社会形成の促進に関する計画の策定が努力義務となっており、地域の風土や住民意識、経済状況などを踏まえて、男女共同参画社会の実現に取り組むことが求められています。

ではなぜ、そうした社会づくりが必要なのか、ということですが、大きく3点が考えられます。

1点目は基本的人権の尊重です。憲法では個人の尊重と法の下での平等が謳われていますが、現実には、DVなどの女性に対する暴力やセクハラといった人権侵害行為や、「男は仕事、女は家庭」のような役割分担意識がいまだ根強く存在しています。

この辺りについては、本資料のもう少し後の方で現状をお示ししますが、基本的人権の尊重、男女平等の意識を社会に浸透させることが必要とされています。

2点目は社会経済情勢の変化への対応です。少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化している現代では、労働力不足、社会保障制度の維持、家族の形やライフスタイルの多様化といった様々な変化に対応していくため、男女があらゆる分野に進出することや、男性の家庭参画といったことが求められています。

最後3点目は、魅力ある地域づくりの実現です。地域活動をはじめとして、方針決定の場へ

の女性の参画は低い水準にあることから、男女ともに能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたって持続可能で多様性に富んだ地域づくりを進めることが重要です。

以上のように、男女共同参画の推進が必要とされていますが、では、わが国の男女共同参画がどのような現状にあるのか、3ページの下半分以降で説明します。

まず「① 国際比較で見る日本の男女共同参画の現状」ですが、男女格差を国々の間で比較するための指標として、「ジェンダーギャップ指数」があります。

この指標は、政治・経済・教育・健康の4つの分野で、各国の男女格差を分析した数値となっていて、その値が1であれば男女が平等であること、逆に0であれば男女が不平等であることを示しており、数値が大きいほど男女格差が解消されていることを表します。

2024年の日本におけるジェンダーギャップ指数は0.663となっていて、これは世界の中で第118位、主要先進国の中で最低の水準になっています。

ここに示している図からわかりますように、教育や健康の分野では数値が1に近く男女格差が小さくなっていますが、一方で政治や経済の分野では平均値を下回っており、いまだに男女格差が大きいことがうかがえます。

4ページに移りまして、上の囲みに記載していますが、なぜ日本で男女共同参画の取組が遅れているのか、その要因について、国が定めている男女共同参画基本計画では、経済分野における女性の採用や管理職への登用が進展していないこと、社会全体に固定的な性別役割分担意識が存在していること、女性に対する暴力の問題が根深く存在すること、といった点が挙げられています。

ここでは、これら男女共同参画に関する国内の現状をよく表している統計データについて、内閣府が毎年公表している「男女共同参画白書」や国のパンフレットから抜粋して、いくつか紹介していきます。

まず、就業分野における男女共同参画の現状です。ページ下部の図は、女性の就業に関するデータを年齢別に示したのですが、折れ線は上が就業率、下が正規雇用比率となっています。

上の就業率については、結婚・出産の時期を経ても80%前後で推移していますが、下の正規雇用比率は、25～29歳をピークとして、年齢とともに低下していきます。

このデータは、出産・育児期に退職するか、または働き方を変え、育児後に非正規で働く女性が多いことを示唆しています。

続いて5ページの上にある図は、生活と仕事との調和、いわゆるワークライフバランスに関するデータの国際比較ですが、棒グラフは家事・育児の時間と、そのうち育児に費やす時間を示しており、左が妻、右が夫のデータで、一番上が日本となっています。

この図から読み取れることは大きく2つありまして、一つは、日本では男性が家事育児に費やす時間が短いことで、諸外国と比較して1時間以上短くなっています。

もう一つは、女性の育児時間が世界的に見ても長いことで、これらのことから、日本では子育て期に生活と仕事との調和がとれていない、という状況がうかがえます。

次に下の図ですが、左が出産・育児を理由に離職した人、右が介護・看護を理由に離職した人の推移を示しており、近年では、出産・育児を理由に離職する人は減少傾向ですが、介護・看護を理由にした離職者は横ばいか、増加の傾向となっています。

また、これらを理由として離職する人は、白黒だとわかりにくくて申し訳ないですが、圧倒的に女性の割合が高くなっており、様々なライフイベントに際して、キャリア形成との二者択一を迫られるのは、その多くが女性という現状になっています。

1枚めくって6ページ目は、方針決定の過程における女性の参画に関するデータを示しています。

上の図は、就業者と、役員や課長相当職以上などの管理的職業従事者に占める女性の割合を諸外国と比較したもので、一番左が日本ですが、就業者の数値は他国と比べてもそんな色ないのに対して、管理的職業従事者の数値は、世界の中でも際立って低いことが明らかにされています。

また、下の図は各分野で指導的地位、これは議会議員、法人・団体等の課長相当職以上、特に専門性が高い職業に従事する者とされていますが、それらの地位に占める女性の割合を示しています、この図から、多くの分野で女性の割合が低水準にとどまっている状況が見て取れます。

続いて、7ページの図は、男女共同参画の推進を遅らせる要因の一つとされている、国民の意識に関するデータとなっており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方をどう思うか」という問いに対して、平成14年の調査では賛成と反対が同程度の割合でした。

年数が経つにつれて、反対の割合が賛成を上回ってきており、少しずつ意識が変わってきている様子がうかがえますが、依然、賛成の回答も4割ほどあることから、社会の中には、固定的な性別役割分担意識が今も根強く残っていると考えられます。

また、下の図が示している男女の地位に関する平等感については、70%以上、大多数の人が、「社会全体で見た場合、男女の地位は男性の方が優遇されている」と考えていることがわかっています。

続いて8ページに移りまして、このページで統計データの紹介は最後となりますが、ハラスメントやDVなど、女性への暴力に関するグラフを載せています。

上の図は、配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談の件数の推移ですが、令和2年度に過去最高となった後、相談件数は高い水準で推移している状況です。

また下の図は、都道府県の労働局-雇用環境・均等部に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移ですが、相談内容別にみると、セクハラに関する相談が最も多くなっており、女性に対する暴力の問題は、根深く存在しているという現状が示されています。

ここまでで説明したデータからわかりますように、男女共同参画社会の実現に向けては、様々な分野における女性の活躍や、社会の中にある男女の役割分担意識の変革、女性への暴力の根絶といった課題に取り組んでいくことが重要と考えられています。

では、社会がこのような状況にある中、男女共同参画計画の策定がどのような意義を持つのか、ということについて、次の9ページ以降でご説明します。

まず「① 第5次男女共同参画基本計画」としまして、国が策定している計画の概要をお話しますが、法律では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題の一つに位置付けており、あらゆる分野で男女共同参画社会の形成を促進するため、基本理念として下の5点を掲げています。

男女共同参画基本計画は、この法律に基づいて、男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な施策として策定しているもので、国の基本的な方針と、施策の方向性や具体的な取組を体系化した、いわば施策の大綱でありまして、現在は第5次の計画期間となっています。

この基本計画の構成ですが、まず、取り組んでいく政策の方向性を大きく3つの領域に区分し、各領域の下に、重点的に取り組む分野がぶら下がっているという形です。

8ページまででご紹介した、男女共同参画に関する現状については、例えば雇用やワークライフバランスは領域1の第2分野、女性に対する暴力の問題は領域2の第5分野、意識の問題は領域3の第10分野に含まれています。

次に10ページをご覧ください。

ここでは、参考として自治体版の男女共同参画計画の策定状況についてご説明しますが、グラフは上から全国、北海道、そして十勝管内の状況となっており、左が策定割合、右がどのような形で策定しているか、を示しているものです。

法律では、市町村における計画策定はあくまでも努力義務としていますが、一番左上のグラフを見ていただければわかりますとおり、実際には、すでに全国で約9割の自治体は何らかの形で計画を策定している状況です。

また、十勝19市町村における策定状況については、自治体の総合計画に含める形というところもありますが、15の自治体が策定済みで、幕別町を含めた4自治体が未策定となっています。

本町におきましては、男女共同参画社会の必要性を踏まえて、その実現に向けた具体的な施策や事業を推進するために、今年度、単独計画という形で男女共同参画計画を策定することとしました。

11ページには、「③ 計画策定の意義」と「④ 計画策定における審議会の役割」を記載しています。

まず、計画策定の意義については、(1)や(3)にあるように、他分野にわたる男女共同参画関連の課題や施策を体系的に整理できる、ということが一つと、(2)や(4)に示しているように、町民を含めた地域社会に対する啓発や意識の醸成に寄与するものと考えています。

最後に、計画策定における審議会の役割についてですが、ページ下部の図をご覧ください。

左側に記載しているのが町長を本部長とする男女共同参画推進本部、右上の男女共同参画審議会が、本日お集りいただいた委員の皆様で構成する外部組織となっています。

基本的に、庁内組織である推進本部の方で計画案の作成等を行い、節目ごとに審議会に計画案等を提示いたしますが、委員の皆様には、住民の代表として、計画策定の方針や計画案に対するご意見や、取り組むべき方策に関する提言をいただきたいと思いますので、計画の完成に向けて、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。

議題4の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(藤原委員)

資料1の6ページにある管理的職業従事者に占める女性の割合について、参考までにお聞きしたいのですが、幕別町役場ではどのような状況になっていますか。

(佐々木住民課長)

本日、この場には最新のデータを整理した資料を持ち合わせておりませんので、次回の会議時に具体的な数値をお示しさせていただきたいと思います。

(大野会長)

その他にご質問やご意見はありませんか。

なければ、議題の4につきましては、これで終了といたします。

(5) 計画策定に係るスケジュールについて

(大野会長)

次に議題の5、計画策定に係るスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

資料2「幕別町男女共同参画計画の策定に関する工程表」に沿って、計画策定のおおまかなスケジュールをご説明します。

まず、表の最上段に記載している、計画策定の進捗状況についてですが、令和6年6月下旬から10月上旬にかけては、計画の骨格となる基本理念や目標、位置づけ、男女共同参画関連施策の基本方向などを整理した計画骨子の素案および案を作成することとしています。

その後、11月下旬までには計画の素案を作成し、審議会からの意見を反映させながら都度修正を行って計画案を練り上げ、12月下旬から翌年1月にはパブリックコメントを実施して住民意見を取り込んだうえで最終案として取りまとめたのち、3月議会での説明を経て、年度内に公表というスケジュールになっております。

次に、表の左端にある区分、1番から3番が内部組織である推進本部と作業部会、ならびに事務局となっており、4番が外部組織である審議会となっております。

1番の推進本部と4番の審議会については、いずれの組織でも、表中、黒丸で示した時期に会議を実施する予定であり、審議会開催前には、各会議で扱う事項の進捗などについて、推進本部会議で確認することとしております。

あくまでも現時点の予定ではありますが、審議会の会議は今回の令和6年9月上旬を第1回とし、10月中旬、11月下旬、12月下旬、翌年2月下旬の計5回を計画しており、四角く囲った各会議の下に示している黒ぼつの内容に関する審議を想定しています。

表の左端2番と3番の作業部会と事務局については、年間を通して相互に情報提供・連絡調整を図りながら、最上段に示した計画策定の推進に必要な事項の調査研究、協議を進めてまいります。

なお、7月下旬から8月下旬にかけて、男女共同参画にかかる住民の意識や実態の把握等を目的として、アンケート調査を実施しております。

調査結果は、現在、取りまとめ中ですが、意識調査の実施内容や質問項目といった概要については、この後の議題6でご説明したいと思います。

最後に、議会対応については、令和6年12月に計画策定の進捗報告、翌年3月に計画最終案

の説明を行う予定としております。

議題５の説明は、以上です。

（大野会長）

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

（質疑なし）

（大野会長）

なければ、議題の５につきましては、これで終了といたします。

（６） 町民・事業所に対する意識調査の実施状況について

（大野会長）

次に議題の６、町民・事業所に対する意識調査の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

（塩飽住民活動支援係長）

資料３に沿って、調査の概要をご説明します。

今年度中に男女共同参画計画を策定するにあたり、町民の意識や実態、町内事業所における男女共同参画の実情を把握し、策定の基礎資料とすることを目的として、７月下旬から、８月末を回答期限としてアンケート調査を実施しております。

調査対象は町民と事業所ですが、町民については、１８歳以上の方１,０００人とし、性別や居住地に偏りが生じないように留意しながら無作為で抽出し、事業所については、例年、町の方で実施している雇用実態調査で対象としている事業所のうち、２００強の事業所を選定しています。

なお、回答方法としては、従来の紙のアンケート調査票への回答記入および返送に加えて、ＷＥＢ上での回答という２通りの選択肢を用意しました。

資料３の裏面をご覧くださいますと、アンケートの設問について、町民向けと事業者向けでそれぞれ端的にまとめた表を示していますが、まず、左側にある町民向けの設問については、回答者の属性、男女平等の意識、家庭生活、地域活動、女性の社会進出、といったように、大きく８つの内容に分かれています。

細かい一つひとつの設問の説明は割愛させていただきますが、例えば男女平等の意識や、家

庭生活における役割分担の実情、女性の就業や管理職登用、DVの現状といったような、先にご説明した議題4で、日本社会における問題として取り上げた事項についても、本町における現状と課題を把握するための設問として設定しているところです。

事業所向けの調査としましては、ワークライフバランスやハラスメント、女性の活躍推進など、男女共同参画に関連する事項について、事業所としてどのような取組を実施しているか、という視点を中心とした設問の構成としており、今後、就業の分野で展開していく施策の方向性を検討するための材料にしたいと考えています。

いずれの調査についても、随時、集計作業を進めているところであり、次回の審議会時には、調査結果の概要などをご報告できるかと思います。

議題6の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(質疑なし)

(大野会長)

なければ、議題の6につきましては、これで終了といたします。

(7) 幕別町男女共同参画計画の体系について

(大野会長)

次に議題の7、幕別町男女共同参画計画の体系について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

資料4の「幕別町男女共同参画計画の骨子素案」についてご説明します。

議題5の計画策定に関するスケジュールのところでも少し触れましたが、男女共同参画計画の策定にあたっては、計画の骨格となる基本理念や基本目標、男女共同参画関連施策の基本方向を整理した、計画の骨子をまずは作成してまいります。

計画骨子は、住民の意識調査などを通して地域における現状と課題を把握し、その解決に向けた目標や取り組むべき施策を盛り込んでいくものであり、議題6で説明した意識調査の結果を整理分析した上で作成していくのが一般的ですが、自治体版の男女共同参画計画については、

先にご説明した国の基本計画で謳われている内容を超えない範囲内で、地域の実情を踏まえながら策定する必要があります。

このことから、本町の男女共同参画計画についても、国や、すでに策定済みとなっている北海道の計画との整合性に留意した作りとすることを考えており、現時点で想定している基本目標や基本施策の体系について、資料４の骨子素案のとおり整理しています。

基本目標は大きく３つ、①意識の改革、②環境づくり、③安心して暮らせる社会の実現、といった事項にしたいと考えています。

この素案の中には各目標にぶら下がる形で基本的な方向や施策を示していますが、非常に多くの分野に渡る計画であることに加えて、あくまでもたたき台の段階ですので、本日の会議で施策ごとの細かい説明は省かせていただきまして、今後、意識調査の結果や、審議会からいただいた意見を反映させながら、本町の実情に応じた計画となるよう、策定にかかる作業を進めていきたいと思っています。

なお、一つだけ個別具体的な施策について説明を加えさせていただきます。基本目標①、基本方向③の施策②、多様な性への理解促進についてですが、今年度、男女共同参画計画の策定と並行しまして、同性のカップルが公的に認められるための制度、いわゆるパートナーシップ制度の導入を本町でも進めることとしています。

男女共同参画計画の中では、あくまでも基本的な施策の一つという位置づけではありますが、男女共同参画に関連する施策で、かつ本町の計画における特色にもなると考えているところであり、つきましては、次回以降の審議会の中で制度の内容などご説明し、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題７の説明は、以上です。

（大野会長）

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

（質疑なし）

（大野会長）

なければ、議題の７につきましては、これで終了といたします。

(8) その他

(大野会長)

最後に、議題8のその他について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

次回の開催日程についてご説明いたします。

事務局といたしましては、第2回審議会は令和6年10月中旬、この会議室での開催を予定しております。具体的な日程については10月18日を第1候補として、委員の皆様のご都合がよろしければ、本日と同様の時刻で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(笹原委員)

10月18日は都合がつかないのですが、別の日程で調整できますでしょうか。

(塩飽住民活動支援係長)

10月16日ではいかがでしょうか。

(意見なし)

(大野会長)

それでは、次回の会議は令和6年10月16日の水曜日、18時半から、会場はこちらの会議室ということで、よろしくお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。